

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 9 5 号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
道路河川課	阪神間道路管理者連絡協議会において算定した阪神間統一の道路占用料単価に改定するに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【趣 旨】</b>  現在、三田市の道路占用料については、独自に算定した単価を用いて運用している。この度、平成 2 3 年度より加入している阪神間道路管理者連絡協議会において算定された阪神間統一道路占用料単価に改正するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b>  道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）</p> <p><b>【内 容】</b>  ●別表の全部改正（別表関係）</p> <p><b>【施行期日】</b>  平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p><b>【その他】</b>  占用料改正にあたり、大幅に増額する単価があることから、経過措置を以下のように行う。  平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間の占用料については、付則別表 1 のとおりとする。  平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間の占用料については、付則別表 2 のとおりとする。  平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間の占用料については、付則別表 3 のとおりとする。</p>	